

内閣総理大臣 菅 直人 様
厚生労働大臣 細川 律夫 様
国会議員 各位

2011年4月14日
全国保険医団体連合会
会長 住江 憲勇

東日本大震災における被災者医療と医療提供体制確保に関する要請(4月14日現在)

東日本大震災における被災者医療と医療提供体制確保に関するご尽力に、感謝申し上げます。

さて、全国保険医団体連合会(住江憲勇会長 103000人)では、東日本大震災に関して、これまで数次にわたって被災者医療と医療提供体制確保に関する要望を行ってきました。

一部負担金の免除対象者の拡大、定数超過入院・入院基本料施設基準等の特例、概算請求の対象範囲の一部拡大、チラージンSの緊急輸入など、要望の何点かは認められ、厚生労働省から事務連絡が出されているところですが、まだ実施に移されていないものや、内容が不十分なものがあります。また、震災から1カ月がすぎる中で、新たに解決すべき問題も発生しています。

特に、今回の東日本大震災は激甚災害の地域が広大で、被害の非常に大きな沿岸部について人や物資の移送距離が長く時間を要し、かつ地方自治体そのものが被災しており、被災者に対する医療の手当は、阪神・淡路大震災よりもさらに幅広く、長期にわたって実施する必要があります。

こうしたことから、本日あらためて別添の内容につきまして要望いたします。

これらの要望は被災者医療と医療提供体制確保にとって重要であり、要望項目の実現にご尽力をいただけますよう、お願いいたします。

なお、これまで保団連で要求した被災者医療と医療提供体制確保に関する要請項目は、次の通りであり、要請内容は下記ホームページに掲載しています。

<http://hodanren.doc-net.or.jp/iryoukankei/1103daisinsai-yousei.html>

(3月15日)

○東北地方太平洋沖地震における被災者医療と医療提供体制確保に関する緊急要望書

(3月16日)

○チラージンSの緊急輸入・海外支援要請を緊急に求める

(3月17日)

○被災者の医療費一部負担金等の免除に関する要望書

(3月25日)

○チラージンSの緊急輸入・海外支援要請の再度のお願い

○東日本大震災における被災者医療と医療提供体制確保に関する再度の要請

○東日本大震災における診療報酬等の概算請求の取扱いについての要請書

○東日本大震災におけるすべての被災民間医療機関への公的助成に関する緊急要望書

(4月1日)

○平成23年3月29日付事務連絡「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」に関する緊急要求

○東京電力による計画停電に関する医療確保の要望

○東日本大震災における被災者の医療費一部負担金免除についての再度の要請

○東日本大震災被災者の予防接種の取扱いについての要請書

(4月8日)

○東日本大震災における被災者医療と医療提供体制確保に関する要請(4月8日現在)

要請項目

I 被災者に対する医療の確保に関する要請

1. 一部負担金減免期間の延長と対象範囲の拡大について

(要請趣旨)

被災者の一部負担金免除の期間については、5月末とされていますが、1月に被災した阪神・淡路大震災の場合でも社保が5月末日まで、国保・老人は12月末日まで免除措置が実施されました。

阪神・淡路大震災よりもさらに被害の大きな東日本大震災において、現在、期限を区切ることで適切ではありません。「当面の間」として、期限を切らない措置が必要です。

また、被災者の一部負担金免除対象者については、細かな要件が定められています。しかし、これらの要件を現時点で判断することは被災者自身も医療機関の窓口も困難です。今、被災者をふりわけすることは現実問題として不可能です。

被災者に安心の医療を提供し、復興を支援するという政府の断固とした決意を示すものとして、一部負担金免除を全被災者に実施し、周知を徹底するようあらためて要請するものです。

さらに、国保資格証明書や短期保険証では必要な医療が受けられません。

こうしたことから、下記の点の実現を図っていただけますよう、要望いたします。

(要請項目)

- 1-1. 災害救助法の指定地域において被災した全ての方を医療費一部負担金免除対象者とする。
- 1-2. 一部負担金免除期間の「5月末」を撤回し、「当面の間」とすること。
- 1-3. 国保資格証明書や短期保険証をただちにやめ、正規の保険証を交付すること。

2. 被災地域を含めた全国の医療提供体制の確保について

(要請趣旨)

被災のため他の医療機関に転棟した入院患者が、当該入院医療機関では実施が困難な医療を他の医療機関の外来で受ける場合に、他医療機関受診規制によって必要な医療を受けることが困難な状況が発生しています。

保団連では「入院中の患者さんへの専門外の治療を確保するため、他医療機関受診の規制を凍結すること」との要請を行ったところ、4月8日の事務連絡で厚生労働省は、「被災地の保険医療機関に震災前から継続して入院している慢性透析患者の受け入れを行った場合に、当該受け入れを行った被災地以外の保険医療機関の透析設備の不足等真にやむを得ない事情により、当該患者が透析を目的として医療機関を受診した場合は、「入院基本料及び特定入院料の控除は行わないこととする」とのQ&Aを示し、一定の改善が実現しました。

しかし、被災者の医療を確保するためには、入院した被災者が病名や治療内容を問わず、専門外の治療を確保する必要がある場合は、入院医療機関・他医療機関とも他医療機関受

診の規制を凍結することが必要です。また、被災者の入院が長期化することも想定され、被災者の入院の長期化への対応も必要です。さらに、医薬品等の供給困難についても、未だすべてが解消されているわけではありません。

こうしたことから、下記につきまして早急な対応を図っていただけますよう、要望いたします。

(要請項目)

- 2-1. 慢性透析患者に限らず、被災者が入院した場合に専門外の治療を確保するため、他医療機関受診の規制を凍結すること。
- 2-2. 被災者の入院については、90 日超入院基本料減額（特定入院基本料）や 180 日超入院基本料の減額措置（保険外併用療養費）の対象から除外すること。
- 2-3. 医薬品や医療機材の供給状況を確認し、情報を医療機関に提供するとともに必要な医薬品や医療機材が確保できるよう、政府として対策をとること。特に難病患者さん、長期慢性疾患患者さんへの対応を行うこと。

3. 被災者に対するワクチン接種の確保について

(要請趣旨)

ワクチンを接種することによって病気の重症化が予防される疾病は少なくありません。しかし、被災者は、極めて困難な状況に置かれており、個人負担による接種は困難です。さらに避難されている方々は、住所のある自治体と避難先の自治体が異なるケースもあります。定期接種・任意接種を問わず、どの自治体であっても必要なワクチン接種が可能にするため、下記事項の実現を図っていただけますよう、要望いたします。

(要請項目)

- 3-1. 被災者のインフルエンザワクチン接種、肺炎球菌ワクチン接種などの任意接種ワクチンを含め、被災者の予防接種の取り扱いについては、すべての自治体で公費負担により実施することを厚労省として通知すること。
- 3-2. 接種費用については国が必要な補助を行うこと。

4. 避難所の生活環境の改善、医療・歯科医療の確保について

(要請趣旨)

避難所においては、未だに生活環境が十分ではなく、特に避難所による格差も見受けられます。避難所における衣食住などの改善は当然のことですが、医療・歯科医療が受けられるようにすることが重要です。

こうしたことから、下記事項の実現を図っていただけますよう、要望いたします。

(要請項目)

- 4-1. 全ての避難所において、医療や歯科医療が受けられるようにすること。被災地の医療機関の医師が自発的に避難所を巡回して診療を行った場合について、原則として保険診療として扱うことはできないとする事務連絡を廃止し、「災害救助法の適用となる医療は区市町村に費用を請求し、災害救助法の適用とならない医療については、保険診療とする」扱いとすること。
- 4-2. 全ての避難所において、要支援者、要介護者に対する介護サービスが受けられる

ようにすること。

4-3. 避難所における衣食住など生活環境の改善を早急に行い、生活環境の格差を是正すること。特に感染症対策やトイレ、プライバシーの確保が図れるようにすること。

4-4. 「心のケア」など長期的な見通しにたった継続的な医療支援を行うこと。

5. 被災者の医療保険料（税）、介護保険料の全額免除について

（要請趣旨）

利用者負担免除対象者については 保険料免除を行う方向で検討されていると報道されていますが、すべての被災者はこの未曾有の震災で先の見えない状態におかれています。このような中で費用の心配なく、安心して医療や介護が受けられる環境にすることが大変重要です。そのため、下記事項の実現を図っていただけますよう、要望いたします。

（要請項目）

5-1. すべての被災者の医療保険料（税）、及び介護保険料を全額免除する措置を実施すること。

II 被災した医療機関に対する対策について

6. 被災民間医療機関への公的助成・長期無利子融資等の実施について

（要請趣旨）

被災者に対する医療を確保することは、喫緊の課題であり、被災地における医科・歯科医療機関の復旧・復興が必要です。

阪神・淡路大震災では、医療施設近代化施設整備事業の拡大適用により 230 医療機関に 94 億円余の国庫補助が行われ、被災地の医療機能回復に一定の役割を果たしました。

しかし、①民間病院への災害復旧費は救急部門にしか適用されず、②医療施設近代化施設整備事業の補助対象は、「政策医療－救急医療参加」「名義一致」を条件に、2次救急病院群輪番制参加病院、在宅輪番、休日当番等出務医療機関には適用されたものの、一人法人医療、産婦人科医療機関、歯科医療機関が除外された結果、全半壊・一部損壊医療機関の1割弱にしか適用されず、多くの医療機関が自力再建を余儀なくされ、再開を断念した医療機関が生まれるなど、被災住民のいのちと健康を守る上で十分なものでした。

東日本大震災は、広範囲でかつ甚大な被害をもたらしており、地域の復活・復興には、地域で医療を提供する医科・歯科診療所や有床診療所、中小病院などの医療機関の再建が不可欠です。

住民の安心と安全を確保する上でも、下記事項の速やかな実施を図っていただけますよう、要望いたします。

（要請項目）

6-1. 医療施設等災害復旧費補助金及び医療施設近代化施設整備事業の対象について、被災地で住民医療を提供する病院、有床診療所、無床診療所、歯科診療所、訪問看護ステーション、保険調剤薬局などの医療機関等はすべて政策医療を担うものとして公的助成の対象とし、対象経費の範囲、基準額、補助率を引き上げること。

- 6-2. 独立行政法人福祉医療機構が実施する災害復旧のための「医療貸付事業」について、貸付限度額を大幅に引き上げるとともに融資利率を無利子とし、償還期間を10年以上とすること。
- 6-3. 再建資金とは別に、つなぎ資金融資を無利子で緊急に行うこと。
- 6-4. 被災を受けたため診療を休業せざるを得なかった医療機関について、診療を再開することを条件として休業補償を行うこと。
- 6-5. 被災民間医療機関の解体・撤去に対し公的助成を行うこと。
- 6-6. 政府は災害により住宅を失った被災者が、二重ローンに苦しまないよう、旧ローンの債務免除を促進することを検討しているが、これに加えて医療機関の医療機器等のローンやリース契約についても、二重ローン、二重のリース料の支払いに苦しまないよう、特別な手立てをとること。
- 6-7. 激甚災害地で震災以降も懸命に医療を提供している医療機関であって、概算請求による請求をせざるを得ないが、患者増や時間外等の診療及び一部負担金等の猶予分が概算請求で定めた額を大きく上回ってしまうケースがあるが、こうした医療機関について特別な報酬を支給すること。
- 6-8. 震災により医療機関が著しく減少した地域や仮設住宅の設置により人口が急激に増加した地域における仮設診療所の設置について、仮設診療所リース料、初年度設備整備費を補助すること。
- 6-9. 巡回歯科診療車両の配置について補助すること。
- 6-10. 上記の扱いについて、介護サービス事業所についても同様の取扱いとすること。

7. 被災地の医療機関からの保険請求に関する特別措置の創設について (要請趣旨)

災害救助法の適用市町村にお住まいの方で、住宅の全半壊や、生計維持者が死亡・重篤・行方不明、業務の廃止・休止、失職となった場合、福島原発避難指示・屋内退避地域に該当する場合は、医療機関での窓口負担を減免する扱いとなっています。

これは被災地の医療を確保するために当然必要な措置であり保団連では対象者の拡大を求めています。減免を実施すれば窓口負担分の医療費の収入が3カ月後になってしまうため、医療機関の経営に支障をきたしています。

また、医療機関の多くが建物や医療機器に大きな被害を受けており、復旧には沢山の費用が必要となります。

さらに、概算請求の取り扱いについて、3月29日の事務連絡では、3月12日以降の診療増及び一部負担金等の猶予分の加算が示されていますが、時間外診療分の加算は0.047であり、一部負担金等の猶予分の加算は、わずか0.038です。これでは被害の大きな地域ほど概算請求の方が低くなりかねません。

なお、3月診療分の被災者の医療費のレセプト記載方法、編てつ方法が示されたのは、4月1日に出された事務連絡「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(その2)」でした。国保連合会から具体的な編てつ方法等が示されたのは4月2日以降でした。

医療機関においては患者に医療を提供する資金を確保するという観点から、請求事務が

正常に行われることが必須の事項です。特に被災地の医療機関にとっては、通常より資金が必要になり、診療報酬請求・支払いを滞らせることはできません。

4月1日の事務連絡では、「4月診療分及び5月診療分の診療報酬等の請求の取扱いについては別途連絡すること」と記載されています。4月診療分については、5月初めの連休に請求事務期間が重なりますので、迅速な対応が必要です。

こうしたことから、下記事項の速やかな実施を要望します。

(要請項目)

- 7-1. 概算請求における時間外加算分を「阪神・淡路大震災」以上に引き上げること。
また、一部負担金猶予分を実態にあわせて大幅に引き上げること。
- 7-2. 歯科保険医療機関や訪問看護ステーション、保険調剤薬局についても、医科と同様に概算請求を認めること。
- 7-3. 被災地医療機関からの保険請求は、審査を待たずに、ただちに支払うこと。少なくとも窓口減免対象者の医療費は、請求次第、支払を速やかに 行う特別の措置を講じること。
- 7-4. 4月診療分についても、概算請求を認めること。5月以降分についても、被災地の状況に応じて柔軟に対応すること。
- 7-5. 4月診療分以降の請求方法に関わる事務連絡を早急に出すこと。

8. 被災地域の医療提供体制の確保について

(要請趣旨)

被災地域では、まだまだ医薬品やガソリンなどを含めた物資が不足しており、このため必要な医療が十分に提供できない場合が少なくありません。また、被災地において臨機応変に訪問診療等が実施できるようにすることも重要です。

下記事項の実現を図っていただけますよう、要望いたします。

(要請項目)

- 8-1. 被災地域の医療機関に対する医薬品、医療材料、食材などの供給・確保を国の責任で実施すること。
- 8-2. 被災地の医療機関等に不足しているガソリン、自家発電用の燃料等を十分に供給できるように必要な手だてを講じること。
- 8-3. 被災地における在宅医療を確保するため、往診や訪問診療、訪問歯科診療、訪問看護等を実施する車両については、駐車許可証（駐車禁止除外標章）がなくても、医師、歯科医師、看護師等であることが証明できる場合は駐車禁止区域でも駐車を許可すること。また、このことを警察など関係機関に周知すること。

Ⅲ 医療確保支援のための対策

9. 計画停電への対応について

(要請趣旨)

計画停電の実施によって医科医療機関では検査や画像診断が実施できず、とりわけ、人工透析に大きな影響が出ています。また、酸素供給や人工呼吸器等を使用する在宅医療の

患者さんにとっては、大問題です。さらに、タービンを使用する歯科においては、停電時における治療は困難であることから、仮に計画停電が回避されるケースでも患者の予約を入れることはできません。

計画停電は、全ての住民や企業にも大きな影響を及ぼすものですが、特に医療においては命に直結するものです。細川厚生労働大臣は4月5日の閣議後の記者会見で「医療関係の送電は例外にしてという主張をずっと続けていく」と発言いただいておりますが、これが実施できるよう、特段の対応をお願いいたします。

夏に向けて電力需要が増加するとも言われておりますが、計画停電の回避を図ると共に、仮に計画停電となる場合には医療提供に支障のないよう必要な対応をとる必要があります。

こうしたことから、下記事項の実現を図っていただけますよう、要望いたします。

(要請項目)

- 9-1. 給電能力の拡充を図るとともに、産業界と連携し、計画停電を実施しなくても済むよう努力すること。
- 9-2. 計画停電を中止する方向で検討が進められているが、緊急時には一部地域や大規模事業者への停電を行うことが検討されている。この場合であっても停電対象から医療機関を外すこと。また、計画停電を実施せざるを得なくなった場合であっても、申し出のあった医療機関は計画停電から除外すること。特に人工透析の医療機関は除外すること。
- 9-3. 停電となる場合は、在宅で電気によって動く医療機器・介護機器を使用している患者について、計画停電により心身に影響を及ぼす場合があるため、必要な支援を行うこと。
- 9-4. 国と東京電力及び自治体等が連携し、計画停電実施地域の医療機関や患者さんへの影響と問題点を早急に把握すること。

10. 医療に関する情報提供の徹底について

(要請趣旨)

患者さんや医療機関に必ずしも厚生労働省等が出している取り扱い通知が徹底されておらず、混乱をきたしています。必要な情報を様々な手段を通じて正確に伝える必要があります。こうしたことから、下記事項の実現を図っていただけますよう、要望いたします。

(要請項目)

- 10-1. 患者負担の減免の取り扱いや概算請求など、必要な情報が患者さんや医療機関に正確につたわっていない。インターネットや都道府県への通知だけでなく、避難所に掲示する壁新聞への掲載等、あらゆる手段を通じて必要な情報を被災者および医療機関に提供すること。
- 10-2. 被災地によっては、情報の伝達が非常に遅い地域もある。そうした場合には、適用を遡及することや、期限を延長するなどの柔軟な対応をとること。

以上